第 700 号

(2-2)



1994年1月6日創刊、毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1996年) 平成8年 1 1 月 5 日 火曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町 3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

^企相続が続けてあったとき

②:祖父が平成4年に死亡した時、私の母は祖父の財産を相続し、相続税を納めました。その母が今年の3月に死亡し、母の財産は私が相続することになりましたが、私の母には固有の財産がなく、今回私が相続した財産はすべて祖父からの相続財産です。

母が相続税を納め、同じ財産に対して、また私が相続税を納めるのは、納得がいかないのですが、何か特例はありますか。

A: 相次相続控除の適用があります。

【解説】

相続人が相続や遺贈によって財産を取得した場合に、今回の相続(第2次相続)の開始前10年以内に被相続人が相続(第1次相続)によって財産を取得したことがある場合には、第2次相続の相続人の相続税額から、次に掲げる算式により計算した金額を差し引くことになっています。

 $A \times \underline{C} \times \underline{D} \times \underline{D} \times \underline{10-E} =$ 各相続人の相次 $B-A \times \underline{C} \times \underline{10} \times \underline{10} \times \underline{C} \times \underline$

A…第2次相続の被相続人が第1次相続で 取得した遺産にかかった相続税額

- B…第2次相続の被相続人が第1次相続によって取得した正味の遺産額の合計額
- C…第2次相続によって相続人及び受遺者 の全員が取得した正味の遺産額の合計 額
- D…第2次相続によって、相次相続控除を 受けようとする相続人が取得した正味 の遺産額
- E…第1次相続から第2次相続までの年数







